

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産

最終仕入原価法による原価法による

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産については、平成19年3月31日以前に取得したものについては、旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法による
- ・無形固定資産については、残存価格を零とする定額法による
- ・リース資産 — 該当なし

(3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金 — 職員に対する賞与の支給に備えるため支給見込み額のうち当期会計年度に帰属する額を計上している
- ・退職給付引当金 — 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り退職給付引当金に計上している

(4) 消費税の会計処理

- ・消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式による

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び法人独自の退職金制度によっている

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
当法人は、公益事業、収益事業を実施していないため作成していない
- (3) 社会福祉事業における拠点区分内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人は、拠点区分が1つであるため作成していない
- (4) 公益事業における拠点区分内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人は、公益事業を実施していないため作成していない
- (5) 収益事業における拠点区分内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人は、収益事業を実施していないため作成していない
- (6) ちいろば拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (7) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑩））
「法人本部」
「生活介護」
「特定相談」
「共同生活援助」
- (8) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	55,507,479	0	0	55,507,479
建物	203,303,189	0	11,971,907	191,331,282
合 計	258,810,668	0	11,971,907	246,838,761

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（その他の財産） 14,977,071円

計 14,977,071円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

奈良中央信用金庫 13,988,000円

計 13,988,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	406,482,122	215,150,840	191,331,282
小 計	406,482,122	215,150,840	191,331,282
その他の固定資産			
建物	1,771,200	605,160	1,166,040
構築物	15,104,406	13,270,867	1,833,539
機械及び装置	14,733,605	14,479,771	253,834
車輛運搬具	18,226,572	18,226,565	7
器具及び備品	15,767,877	13,769,948	1,997,929
小 計	65,603,660	60,352,311	5,251,349
合 計	472,085,782	275,503,151	196,582,631

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし